

令和 6 年 10 月 会 議

第 16 回 綾 瀬 市 農 業 委 員 会 総 会 議 事 録

綾 瀬 市 農 業 委 員 会

開 催 年 月 日 令和 6 年 10 月 31 日(木)

開 催 の 場 所 議会棟全員協議会室

出 席 委 員

議席番号 1 番	森 山 謙 治	議席番号 9 番	金 子 美登里
議席番号 2 番	比留川 賢 次	議席番号 10 番	橋 本 久 男
議席番号 3 番	笠 間 保 一	議席番号 11 番	大 塚 秀 一
議席番号 4 番	比留川 義 昭	議席番号 12 番	宇 野 政 信
議席番号 6 番	内 田 直 彌	議席番号 13 番	早 川 新 市
議席番号 7 番	早 川 晴 子	議席番号 14 番	古 塩 貞 夫
議席番号 8 番	木 村 寛		

欠 席 委 員

出 席 推 進 委 員

第 1 地区担当 山 田 英 毅
第 2 地区担当 峯 山 健 吾

欠 席 推 進 委 員

第 3 地区担当 志 澤 輝 彦

傍 聴 人 0 名

提 出 し た 議 案

議案第 25 号	非農地証明願について
議案第 26 号	農用地利用集積計画の決定について
議案第 27 号	相続税の納税猶予に関する適格者証明願について
議案第 28 号	引き続き農業経営を行っている旨の証明願について
報告第 7 号	専決処分等について

議決事件及賛否の数 別紙記載のとおり

議 事 の 要 領 綾瀬市農業委員会会議規則による

採 決 の 要 領 綾瀬市農業委員会会議規則による

事務局職員出席者

事 務 局 長	峯 山 哲 夫
次 長	三 枝 利 行
主 幹	古 賀 治 美
主 査	小 室 洋 史
主 事	鈴 木 美 咲

9時00分 開 会

○議長（古塩 貞夫君）《 挨拶 》

ただ今より令和6年10月第16回綾瀬市農業委員会総会を開会いたします。本日第3地区志澤 輝彦推進委員におかれましては、所用のため欠席の報告をいただいております。したがいまして、現在の委員数は13名、推進委員は2名でございます。

定足数であります。在任委員の過半数に達しておりますのでご報告いたします。

次に3、議事録署名委員の指名をいたします。議事録署名委員につきましては、申し合わせによりまして私から指名をいたします。本日は、6番内田委員、7番早川 晴子委員の両名をお願い申し上げます。

次に4、会務の報告をいたします。事務局より報告願います。

○事務局（古賀主幹）それでは、皆様のお手元に配布してございます資料の確認をさせていただきますと思います。事前に配布させていただきました総会議案書、非農地証明願にかかる資料1、協議会資料、本日皆様の机の上に、諸般の報告、総会等日程の修正版、農政時報をお配りしておりますのでご確認をお願いいたします。総会日程の修正版につきましては、1月の日程が変更となっています。

諸般の状況報告及び今後の予定でございます。前回の総会日以降、本日の総会までの報告につきましては、後ほどお目通しいただきたいと存じます。今後の予定について申し上げます。10月31日、第27回JAさがみあやせ農業収穫祭実行委員会、さがみ農協綾瀬支店において、会長が出席される予定でございます。11月1日、令和6年度綾瀬市表彰式典、オーエンス文化会館において、会長が出席される予定でございます。6日、神奈川県農業委員会活動推進大会、横浜関内ホールにおいて、委員10名が出席される予定でございます。16日JAさがみあやせ農業収穫祭農産物品評会審査、市内において会長が出席される予定でございます。17日、JAさがみあやせ農業収穫祭農産物品評会褒賞授与式、市内において会長が出席される予定でございます。19日、審議案件現地調査、市内一円において、第4班の委員が出席される予定でございます。同日、令和6年11月（第17回）農業委員会総会議案打合せ、農業委員会事務局において、会長、職務代理が出席される予定でございます。22日、園芸協会立毛共進会褒賞授与式、視聴覚室において会長が出席される予定でございます。26日、令和6年11月（第17回）農業委員会総会、議会棟全員協議会室において、委員全員が出席される予定でございます。

なお、農用地外の農地パトロールの日程につきましては記載のとおりとなっており、各班

の委員が出席される予定でございます。

続きまして、会議の集計でございます。総会議案書の5ページをご覧ください。審議前に、当日総会分を申し上げます。非農地証明1件875平方メートル、農用地利用集積計画決定3件5,573.92平方メートル、相続税納税猶予証明1件10,134平方メートル、引き続き農業経営を行っている旨の証明1件5,027.60平方メートル、法第3条届出1件3,249.13平方メートル、法第4条届出2件1,161平方メートル、法第5条届出2件171平方メートル、法第18条通知等1件4,609平方メートル、農用地利用状況報告2件10,135平方メートル、でございます。以上でございます。

○議長(古塩 貞夫君)事務局の報告が終わりました。ただ今より5の議事日程に入ります。本日の議事日程につきましては、総会議案書のとおりで。慎重かつ厳正なるご審議をいただきますよう、よろしくお願いいたします。また、会議の進行に当たりまして、特段のご協力を賜りますよう併せてお願いいたします。

それでは、日程第1号、議案第25号、非農地証明願について、整理番号1番についてを議題といたします。事務局より説明をお願いします。

○事務局(古賀主幹)総会議案書6ページ、7ページをご覧ください。議案第25号、非農地証明願について、整理番号1番でございます。申請地は[REDACTED]外1筆、地目畑、現況雑種地、地積合計875平方メートルでございます。

神奈川県では、農地法の適用を受けない土地にかかる運用指針を定めており、現況が農地ではなく、農地法違反の是正指導を受けておらず、かつ復元が困難と認められる農地については、各農業委員会の判断により、農地法の対象から除外する「非農地」とすることができ、本件はその証明願があったものでございます。

現況は雑種地及び駐車場で、非農地理由は、昭和38年から平成29年9月30日まで南関東防衛局に線路として貸し出しており、農地として利用された経過がないためでございます。申請地は、申請人の父親の頃から線路として貸し出されており、畑として耕作されていた経過がなく、50年以上線路として利用されました。その後、平成7年12月29日に申請人が相続し、線路の撤去期間を経て令和3年3月31日に保証契約期間が終了しました。事務局でも南関東防衛局に経過の確認をしております。

申請地は、現況が農地ではなく、農地法違反の是正指導を受けておらず、かつ農地に復元することが困難な状態であります。従いまして、神奈川県で定めております農地法の適用を受けない土地にかかる運用指針に適合してございます。

都市計画区域等につきましては、市街化調整区域・農用地外です。場所につきましては、7ページをご参照願います。

なお、配布させていただいております別添資料1に現況写真を掲載してございますので併せてご参照願います。以上でございます。

○議長（古塩 貞夫君）事務局の説明が終わりました。それでは、事前に現地を確認していただいている第3班の代表の委員より報告をお願いします。 10番 橋本委員

○10番（橋本 久男君）本件について、10月23日、第3班、私のほか、木村委員、峯山推進委員と事務局3名の計6名で現地調査をいたしました。本日の審議案件は、同日、同メンバーで現地調査を行いましたので、ご報告し、以後割愛させていただきます。

現地は、砂利敷き、雑草が生い茂っている状態で、線路として使用されていた痕跡を確認しました。第3班といたしましては、非農地証明の発行に問題はないと判断いたしました。皆様のご審議よろしくをお願いいたします。

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございました。本件についての地域の担当委員として補足する事項等がありましたらご発言願います。 7番 早川 晴子委員

○7番（早川 晴子君）本件につきまして地元委員として発言いたします。10月28日、私も現地確認を行い、申請人及び代理人建設会社の方に面会してまいりました。申請地は、厚木基地への引き込み線として土地の半分を貸していました。記録が残っているのは昭和38年とのことです。残りの半分は細長い土地になり、当時の親の代のころから、駐車場として賃貸で使用しておりました。令和3年に引き込み線は撤去されましたが、そこには雑草が生えており、残りの土地は現在まで駐車場として継続して使用されています。持ち主の■■■さんは、今のところ、この土地をどうしようかと考えている状況です。農地としての利用が困難と認められました。非農地証明の発行は問題ないと思います。皆様のご審議よろしくをお願いいたします。

○議長（古塩 貞夫君）この件について意見等がありましたらご発言をお願いいたします。意見等はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（古塩 貞夫君）意見なしと認めます。これより採決いたします。

非農地証明について、整理番号1番について、賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成委員挙手）

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございました。挙手全員であります。よって、本件は申請

のとおり許可されました。

次に、日程第2号、議案第26号、農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。

整理番号40番を審議いたします。事務局より説明願います。

○事務局（古賀主幹）総会議案書8ページ、9ページをご覧ください。農用地利用集積計画の決定について、整理番号40番でございます。申出人は記載のとおりでございます。

借人の耕作面積は18,412.75平方メートル、申出地は[REDACTED]外6筆、地目畑、地積合計2,006平方メートルでございます。利用権の種類は、使用貸借権、利用権の設定期間は、令和6年12月1日から令和9年11月30日までの3年間でございます。利用目的は果樹、設定初年は平成18年、7回目の権利設定でございます。都市計画区域等につきましては、市街化調整区域、農用地でございます。場所につきましては、9ページの案内図をご参照願います。

貸人は、農業経営を行っておらず、管理が困難なことから、引き続き貸し付けを行いたいとのことでございます。借人の状況でございますが、年齢は[REDACTED]歳、自作の樹園5,432.75平方メートル、利用集積による畑10,974平方メートル、樹園2,006平方メートルで、管理する農地に遊休農地はございません。農業従事状況につきましては、耕運機、トラクター等を保有しており、農業従事者は本人、妻の2名で、従事日数は300日でございます。

以上により、農業経営基盤強化促進法の要件を満たしております。以上でございます。

○議長（古塩 貞夫君）事務局の説明が終わりました。それでは、事前に現地を確認していただいている第3班の代表の委員より報告を願います。 10番 橋本委員

○10番（橋本 久男君）現地の状況は、ブルーベリーが栽培され農地として適正に管理がされていまして。第3班といたしましては、今回の利用集積は問題ないと判断いたしました。皆様のご審議よろしく願いいたします。

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございました。この件について事前に現地確認をしていただいている農地利用最適化推進委員の意見について、発言願います。 第2地区 峯山推進委員

○第2地区（峯山 健吾君）本日審議しております、農用地利用集積計画決定事案について、10月23日、第3班に同行させていただき現地調査を行ったことをご報告させていただきます。以後、割愛させていただきます。

現地の状況は先ほど第3班の代表委員が述べたとおり、ブルーベリーが栽培されていまして。熱心に営農されていることから、今回の利用集積決定は妥当であると考えます。皆様

のご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございました。この件について意見等がありましたらご発言をお願いいたします。意見等はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（古塩 貞夫君）意見なしと認めます。これより採決いたします。

農用地利用集積計画の決定について、整理番号 40 番について、賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成委員挙手）

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございます。挙手全員であります。よって、本件は申出のとおり可決されました。

次に、同じく農用地利用集積計画の決定について、整理番号 41 番を審議いたします。事務局より説明願います。

○事務局（古賀主幹）総会議案書 10 ページ、11 ページをご覧ください。農用地利用集積計画の決定について、整理番号 41 番でございます。申出人は記載のとおりでございます。賃借人の耕作面積は 19,637 平方メートル、申出地は■■■■■■■■■■外 1 筆、地目畑、地積合計 1,982 平方メートルでございます。利用権の種類は、賃貸借権、利用権の設定期間は、令和 6 年 12 月 1 日から令和 9 年 11 月 30 日までの 3 年間でございます。利用目的は露地野菜、設定初年は平成 27 年、4 回目の権利設定でございます。都市計画区域等につきましては、市街化調整区域、農用地でございます。場所につきましては、11 ページの案内図をご参照願います。

賃貸人は、農業経営を行っておらず、管理が困難なことから、引き続き貸し付けを行いたいとのことでございます。賃借人の状況でございますが、年齢は■■歳、自作の畑、9,736 平方メートル、利用集積による畑、9,901 平方メートルで、管理する農地に遊休農地はございません。農業従事状況につきましては、耕運機、トラクター、防除機等を保有しており、農業従事者は本人、妻、父の 3 名で、従事日数は 350 日でございます。以上により、農業経営基盤強化促進法の要件を満たしております。以上でございます。

○議長（古塩 貞夫君）事務局の説明が終わりました。それでは、事前に現地を確認していただいている第 3 班の代表の委員より報告を願います。 10 番 橋本委員

○10 番（橋本 久男君）現地の状況は、耕うん状態であり農地として適正に管理がされていきました。第 3 班といたしましては、今回の利用集積は問題ないと判断いたしました。皆

様のご審議よろしく願いいたします。

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございました。この件について事前に現地確認をいただいている農地利用最適化推進委員の意見について、発言願います。第2地区 峯山推進委員

○第2地区（峯山 健吾君）現地の状況は先ほど3班の代表委員が述べられたとおり、耕うん状態でありました。借人は園芸協会に加入し、熱心に農業に取り組んでおります。ネギ・ブロッコリー・トウモロコシ・人参部会に所属し、部会ではを務めております。利用集積の決定は妥当であると考えます。皆様のご審議のほどよろしく願いいたします。以上です。

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございました。この件について意見等がありましたらご発言をお願いいたします。意見等はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（古塩 貞夫君）意見なしと認めます。これより採決いたします。農用地利用集積計画の決定について、整理番号41番について、賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成委員挙手）

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございます。挙手全員であります。よって、本件は申出のとおり可決されました。

次に、同じく農用地利用集積計画の決定について、整理番号42番を審議いたします。

事務局より説明願います。

○事務局（古賀主幹）総会議案書12ページ、13ページをご覧ください。農用地利用集積計画の決定について、整理番号42番でございます。申出人は記載のとおりでございます。借人の耕作面積は8,877平方メートル、申出地は外3筆、地目畑、地積合計1,585.92平方メートルでございます。利用権の種類は、使用貸借権、利用権の設定期間は、令和6年11月1日から令和9年10月31日までの3年間でございます。利用目的は露地野菜、設定初年は令和6年、新規の権利設定でございます。都市計画区域等につきましては、市街化調整区域、農用地でございます。場所につきましては、13ページの案内図をご参照願います。

貸人は、農業経営を行っておらず、管理が困難なことから、貸し付けを行いたいとのことでございます。借人の状況でございますが、年齢は歳、自作の畑、3,923平方メートル、利用集積による畑、4,954平方メートルで、管理する農地に遊休農地はございません。農

業従事状況につきましては、耕運機、トラクター、防除機等を保有しており、農業従事者は本人、妻、父、母の4名で、従事日数は300日でございます。以上により、農業経営基盤強化促進法の要件を満たしております。以上でございます。

○議長（古塩 貞夫君）事務局の説明が終わりました。それでは、事前に現地を確認していただいている第3班の代表の委員より報告をお願いします。 10番 橋本委員

○10番（橋本 久男君）現地の状況は、耕うん状態であり農地として適正に管理がされていきました。第3班といたしましては、今回の利用集積は問題ないと判断いたしました。皆様のご審議よろしくをお願いいたします。

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございました。この件について事前に現地確認をしていただいている農地利用最適化推進委員の意見について、発言願います。 第2地区 峯山推進委員

○第2地区（峯山 健吾君）現地の状況は、第3班の代表委員が述べられたとおり、耕うん状態で、農地として適正に管理されていきました。以上のことを踏まえまして、利用集積の決定は妥当であると考えます。皆様のご審議のほどよろしくお願いいたします。以上です。

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございました。この件について意見等がありましたらご発言をお願いいたします。意見等はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（古塩 貞夫君）意見なしと認めます。これより採決いたします。農用地利用集積計画の決定について、整理番号42番について、賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成委員挙手）

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございます。挙手全員であります。よって、本件は申出のとおり可決されました。

次に、日程第3号、議案第27号、相続税の納税猶予に関する適格者証明願についてを議題といたします。整理番号4番について審議いたします。事務局より説明願います。

○事務局（古賀主幹）総会議案書14ページから18ページをご覧ください。相続税の納税猶予に関する適格者証明願について、整理番号4番でございます。被相続人及び農業相続人は記載のとおりです。申請地は、XXXXXXXXXX外18筆、地目畑、9,935平方メートル、田199平方メートル、地積合計10,134平方メートルでございます。

場所につきましては、16ページから18ページの案内図をご参照願います。

内容といたしましては、当該土地について、租税特別措置法第70条の6第1項の規定の適

用を受けるための、適格者である旨の証明願いでございます。

相続開始年月日は令和 6 年 1 月 24 日、都市計画区域等につきましては、市街化調整区域、農用地が

市街化調整区域農用地外が、

の 18 筆で相続税納税猶予の適用農地でございます。農業相続人は、耕運機、トラクター、防除機等を保有しており、農業従事者は本人、妻、子の 3 名で、従事日数は 250 日でございます。以上でございます。

○議長（古塩 貞夫君）事務局の説明が終わりました。それでは、事前に現地を確認していただいている第 3 班の代表の委員より報告をお願いします。 10 番 橋本委員

○10 番（橋本 久男君）現地の状況は、16 ページについてはブロッコリーとキャベツ、17 ページはサニーレタスとブロッコリーが栽培され、18 ページはハウスでトマトの作付け、栽培がされ、は耕うん状態でした。申請者は市園芸協会に加入しており、意欲的に農業経営に取り組み、農地として適正に維持管理されていると認められましたので、第 3 班といたしましては、適格者証明書の発行に問題はないと判断いたしました。皆様のご審議よろしく願いいたします。

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございました。本件について、地域の担当委員として、補足する事項等がありましたらご発言願います。 3 番 笠間委員

○3 番（笠間 保一君）本件につきまして、地元委員として発言いたします。10 月 19 日、私も現地確認を行い、申請人に面会してまいりました。現地は今、第 3 班の代表の方から報告がありましており、畑では、秋冬野菜が作付けされ、温室ではトマトが栽培され、農地として適正に管理されていまして。申請者が相続した農地で、これからも農業経営を行っていききたいと意欲的にお話をされておりました。地元委員としては、申請者の農業の継続意思も確認できましたので、適格者証明書の発行に問題はないと判断いたしました。皆様のご審議よろしく願いいたします。以上です。

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございました。この件について意見等がありましたらご発言願います。意見等はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（古塩 貞夫君）意見なしと認めます。これより採決いたします。相続税の納税猶予に関する適格者証明願について、整理番号 4 番について、賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございます。挙手全であります。よって、願出のとおり証明することに決定されました。

次に、日程第4号、議案第28号、引き続き農業経営を行っている旨の証明願についてを議題といたします。整理番号8番について審議いたします。事務局より説明願います。

○事務局（古賀主幹）総会議案書20ページ、21ページをご覧ください。引き続き農業経営を行っている旨の証明願について、整理番号8番でございます。申請人は記載のとおりでございます。[REDACTED]番外7筆、地目につきましては、全て畑、地積合計5,027.60平方メートルでございます。

内容といたしましては、租税特別措置法第70条の6第1項の規定の適用を受けている農地にかかる農業経営を引き続き行っている旨の証明でございます。引き続き農業経営を行っている期間は、令和3年11月26日から令和6年10月31日まで、相続開始年月日は、平成9年1月6日で、今回が9回目の証明願でございます。場所につきましては、21ページの案内図をご参照願います。申請人は[REDACTED]歳、耕運機等を保有しており、農業従事者は、本人、妻、子の3名で、従事日数は300日でございます。以上でございます。

○議長（古塩 貞夫君）事務局の説明が終わりました。それでは、事前に現地を確認していただいている第3班の代表の委員より報告を願います。 10番 橋本委員

○10番（橋本 久男君）現地の状況は、[REDACTED]はキウイ、ダイコン、ネギ、サトイモなどが作付けされ、[REDACTED]は一体となっておりまして、サツマイモ、ネギ、ダイコン、ナスなど多種多様な野菜が作付けされておりました。[REDACTED]は、梅、柿、ミョウガなど植えられていました。このように全ての農地は適正に管理されており、第3班としては引き続き農業経営を行っている旨の証明の発行に問題ないと判断しました。皆様のご審議宜しくをお願いいたします。

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございます。本件について、地域の担当委員として補足する事項等がありましたらご発言願います。 7番 比留川 義昭委員

○7番（比留川 義昭君）議案第28号整理番号8番、引き続き農業経営を行っている旨の証明願事案につきまして、地元委員として発言させていただきます。

私も現地確認を行い、本人にお会いして聞き取りをしました。今後も、農業経営を行うことを確認しました。先ほど第3班の代表の方から報告がありましたとおり、いずれもキウイやダイコン、サツマイモ、梅、柿などが作付けされ、農地として適正に管理されており

ました。このように申請者は、農地として適正に維持管理されていると認められましたので、地元委員といたしましては、引き続き農業経営を行っている旨の証明の発行に問題はないと判断いたしました。皆様のご審議よろしくお願いいたします。

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございました。この件について意見等がありましたらご発言願います。他に、意見等はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（古塩 貞夫君）意見なしと認めます。これより採決いたします。引き続き農業経営を行っている旨の証明願について、整理番号 8 番について、賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成委員挙手）

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございます。挙手全員であります。よって、願出のとおり証明することに決定されました。

次に、日程第 5 号、報告第 7 号、専決処分等についてを、議題といたします。事務局長より報告願います。

○事務局長（峯山事務局長）それでは、議案書の 22 ページから 28 ページをご覧ください。日程第 5 号報告第 7 号専決処分等についてでございます。

本件につきまして、農地法第 3 条の 3 の規定による届出 1 件、農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による届出 2 件、農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出が 2 件、農地法第 18 条第 6 項の規定による通知が 1 件、農用地利用状況報告が 2 件ございました。綾瀬市農業委員会事務局の設置、組織等に関する規程第 8 条第 1 項第 1 号により、事務局長において専決処分をいたしましたので、同条第 3 項の規定によりご報告いたします。

議案書の 22 ページをご覧ください。1 の農地法第 3 条の 3 の規定による届出 1 件でございます。整理番号 1 番でございます。この届出は、相続により農地の権利を取得した場合、農地のある農業委員会にその旨、届け出なければならないと農地法により規定されているため、届出があったものでございます。届出人・届出地等は、それぞれ記載のとおりでございます。

次に議案書の 23 ページをご覧ください。農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による届出、2 件でございます。整理番号 10 番と 11 番でございます。転用の内容は、整理番号 10 番は住宅敷地で地積 162 平方メートル、整理番号 11 番は集合住宅で地積 999 平方メートルでございます。専決処分に付した日付けは、記載のとおりでございます。

次に議案書 24 ページをご覧ください。農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出、2 件

でございます。転用の内容は、整理番号 16 番と 17 番、いずれも住宅敷地で、地積合計 171 平方メートルでございます。専決処分に付した日付けは、記載のとおりでございます。

次に議案書 25 ページをご覧ください。農地法第 18 条第 6 項の規定による通知 1 件でございます。整理番号 7 番でございます。農業経営基盤強化促進法の定めによって設定された利用権について、合意解約されたことから、農業委員会に対し通知があったものでございます。なお、合意解約の日、都市計画区域等は記載のとおりでございます。

次に議案書 26 ページから 27 ページをご覧ください。4 の農用地利用状況報告でございます。この報告は、綾瀬市新規就農等にかかる基準の規定に基づき、農用地利用集積計画により利用権の設定を受けた新規就農者が、就農後 3 年間その農地の利用状況を 1 年ごとに農業委員会へ提出するものでございます。このたび、1 名の新規就農者と 1 法人から提出されております。以上でございます。以上、専決処分等の報告といたします。よろしくお願いたします。

○議長（古塩 貞夫君）事務局長の報告が終わりました。の件について意見等がありましたらご発言をお願いいたします。意見等はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（古塩 貞夫君）意見なしと認めます。これをもちまして、報告第 5 号専決処分等についてを終わります。

以上をもちまして、本日の議事日程のすべてを終了しました。

これをもちまして、令和 6 年 10 月第 16 回綾瀬市農業委員会総会を閉会といたします。

9 時 35 分 閉 会

綾瀬市農業委員会会議規則第 19 条第 1 項の規定によりここに署名する。

綾瀬市農業委員会議長

綾瀬市農業委員会委員

綾瀬市農業委員会委員